

# 平和事業を積極的に行う横浜市政を 目指し、条例提案をします

市民のみなさまのご意見をお聞かせください

裏面の FAX 用紙をお使いください

## 日本共産党



### 「横浜市平和事業の推進に関する条例」(素案)への市民意見を募集します

日本共産党横浜市議団は、1月31日から開催される2018年第1回定例会(予算市会)に、「横浜市平和事業の推進に関する条例案」を提出し、可決・成立をめざしています。条例提案の目的は、世界平和、核兵器廃絶にむけての取り組みを積極的に行う横浜市政を実現することです。

議員が条例案を提出する場合は、提出に先立って、条例素案に対する市民意見を募集し、その意見を踏まえて、条例案を策定することが、横浜市会の「ルール」です。市民意見募集は、横浜市のパブリックコメントに準じて実施します。ご意見に対する党市議団の考え方、ご意見の条例素案への反映状況等については、団ホームページで公表します。

#### 提出方法

次のいずれかの方法でご提出ください。横浜市は、意見提出に当たっては、住所及び氏名の記載を求めています。記載のない場合も受け付けています。この趣旨を生かして、住所・氏名記載は求めません。

##### 1. 電子メール

件名は必ず「横浜市平和事業の推進に関する条例について」としてください。

メールアドレス：info@jcp-yokohama  
書式・様式は問いません。

##### 2. FAX：045-641-7100

日本共産党横浜市議団あて  
必ず「横浜市平和事業の推進に関する条例について」と記入してください。書式・様式は問いません。(裏面に用紙があります)

##### 3. 郵送

〒231-0017 横浜市中区港町1-1  
日本共産党横浜市議団あて  
必ず「横浜市平和事業の推進に関する条例について」と記入してください。書式・様式は問いません。

##### 4. 持参

横浜市中区港町1-1市役所内  
日本共産党横浜市議団控室(市会棟2階)

##### ■注意事項

- 電話または口頭でのご意見は対応できません。ご了承ください。
- ご意見に付記された個人情報につきましては、適正に管理し、本件に関する業務にのみ利用させていただきます。
- その他については、市のパブリックコメント実施要項等にそって対応します。

#### 横浜市平和事業の推進に関する条例(素案)

##### (目的)

＜第1条＞ この条例は、横浜市会の平和都市に関する決議の趣旨を踏まえ、横浜市(以下「市」という。)の平和行政の基本原則及び平和事業の推進について定め、もって市民の平和で安全な生活の維持向上に資することを目的とする。

##### (基本原則)

＜第2条＞ 市は、前条の目的を達成するため、不断の努力をするとともに、市民と協働して平和事業を推進するものとする。

2市は、核兵器廃絶の実現に向けて国内外の都市等との連携を深めるものとする。

##### (平和事業)

＜第3条＞ 市は、前条の基本原則に基づき、次に掲げる事項を基本として、平和事業を行うものとする。

- (1) 日本国憲法に規定する平和及び核兵器廃絶の意義を普及すること。
- (2) 平和及び核兵器廃絶に関する情報及び資料を収集し、展示し、及び提供すること。
- (3) 核兵器廃絶の実現に向けて他の都市等と平和に関する交流をすること。
- (4) 平和に関する行事を実施すること。
- (5) その他この条例の趣旨に基づき市長が必要と認めること。

2市は、前項の事業の計画に当たっては、その基本的事項について市民の意見を聴くものとする。

##### (委任)

＜第4条＞ この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 無料法律相談

(弁護士が対応します)

市政、法律、交通事故、年金、金融、土地、住宅、教育、その他

要予約

■と き：毎週水曜日 午後1時30分～3時

■と ころ：横浜市中区港町1-1市役所内日本共産党議員控室

■連絡先：045(671)3032

※相談は同一案件につき3回まで(1回20分程度)

## 日本共産党 横浜市議団



大貫憲夫  
(青葉区)

岩崎ひろし  
(戸塚区)

宇佐美さやか  
(神奈川区)

古谷やすひこ  
(鶴見区、副団長)

あらき由美子  
(南区、団長)

白井まさ子  
(港北区、副団長)

かわじ民夫  
(旭区)

みわ智恵美  
(港南区)

北谷まり  
(保土ヶ谷区)

## 核兵器のない世界に向けて大きな波が起きている

2016年オバマ米大統領が現職大統領として初めて被爆地・広島を訪れ、核なき世界を訴えました。昨年7月、国連加盟国の約3分の2の122か国が賛成して歴史的な核兵器禁止条約が採択され、昨年暮れには、核兵器廃絶国際キャンペーンICANがノーベル平和賞を受賞しました。核兵器のない世界・核兵器完全廃絶の実現に向けて世界的に大きな波が起きている。そして、それを推進しているのが、核兵器の廃絶を切に訴えるヒバクシャ国際署名です。これまで、ヒバクシャ国際署名には、全国969自治体首長が署名し、神奈川県では、県知事と市町村長33人中29人が署名しています(2017年12月19日現在)。ところが、林市長は「国の動向を見守る」としてヒバクシャ国際署名にサインしようとしません。

### 他都市と比べて貧弱な 横浜市の平和事業

横浜市は、1987年に国連からピースメッセンジャー都市の称号を受けながら、これまで平和施

策には、後ろ向きの姿勢に終始してきました。横浜市の国際平和推進事業費は、2016年度は86万円、2017年は120万円にしか過ぎないことになっています。使途内訳は、国際フェスタの平和PRブース運営委託費、ピースメッセンジャー都市国際協会負担金です。

事業内容も県内の鎌倉市や藤沢市の他都市と比べて、あまりにも貧弱です。隣の鎌倉市では、市民と共同で憲法記念日のつどい、学校への平和出前講話、平和のつどいなど多彩な平和事業を行っています。

藤沢市では、子どもたちに、核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さ、平和の尊さを伝えるとともに、全国の青少年との交流を通して、平和意識の高揚と相互理解の促進を目的とした平和学習・長崎派遣事業を行っています。小学5年生から高校生までの派遣者40名は、藤沢での事前学習会を行ってから、長崎市へ派遣されます。長崎では、被爆跡地の見学、長崎市原爆死没者慰霊平和祈念式典への参列、青少年ピースフォーラムへの参加など、全国の青少年とともに平和の大切さについて学んでいます。



藤沢市長崎派遣事業 出典：藤沢市役所 HP

### 平和を願う世界中の人々とともに歩む、国際都市よこはまを目指して

横浜市が、世界の平和の流れに合流し、他都市と肩を並べて平

和を発信できる本物の国際都市となるために、これまで市会であげてきた平和都市に関する決議の趣旨を踏まえながら、平和行政の基本原則及び平和事業の推進について定める条例の制定をめざします。

#### 横浜市の平和都市に関する決議

##### ■平和都市宣言に関する決議（1970年12月7日）

われわれは、世界の恒久平和と、全人類の福祉を切実に念願するものである。よって横浜市は世界連邦の主旨に賛同し、全世界の人々とともに相たずさえ、永久平和の実現に努力する平和都市であることを宣言する。

##### ■非核兵器平和都市宣言に関する決議（1984年10月2日）

世界平和の維持、特に核戦争の絶対的な阻止ということは、各国国民が共通して願うところである。しかしながら、現在、地球上には大量の核兵器が蓄積され、また、依然として核兵器拡大戦争が続いており、世界の平和に深刻な脅威を与えている。

よって、横浜市は真の恒久平和が実現されることを願い、国是である非核三原則が完全に実施され、また、全世界すべての核兵器が廃絶されることを強く希求し、非核兵器平和都市であることを宣言する。  
以上、決議する。

-----キリトリ線-----✂-----

▲  
日本共産党横浜市議団 行  
FAX:045-641-7100

横浜市平和事業の推進に関する条例に対する意見

受付期間：2018年1月30日(火)まで

横浜市は、意見提出に当たっては、住所及び氏名の記載を求めています。記載のない場合も受け付けています。この趣旨を生かして、住所・氏名記載は求めません。

1. 電子メール：件名は必ず「横浜市平和事業の推進に関する条例について」としてください。  
メールアドレス：info@jcp-yokohama 書式・様式は問いません。  
2. 郵送：〒231-0017 横浜市中区港町1-1 日本共産党横浜市会議員団あて  
必ず「横浜市平和事業の推進に関する条例について」と記入してください。書式・様式は問いません。  
3. 持参 横浜市中区港町1-1 市役所内 日本共産党横浜市会議員団控室（市会棟2階）

他の提出方法

・電話または口頭でご意見は対応できません。ご了承ください。  
・ご意見に付記された個人情報につきましては、適正に管理し、本件に関する業務にのみ利用させていただきます。  
・その他の対応については、パブリックコメントに関する市の実施要項・運営指針にそって行います。

注意事項